

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：会津坂下町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	８７．５％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１０１．６％
全職員	７２．６％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	０％
本庁課長相当職	９２．９％
本庁課長補佐相当職	１０１．６％
本庁係長相当職	９９．８％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	９１．１％
３１～３５年	９６．０％
２６～３０年	９５．１％
２１～２５年	９５．９％
１６～２０年	９１．０％
１１～１５年	９３．６％
６～１０年	９２．７％
１～５年	９８．６％

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、勤務時間が多様であるため除いている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。